

県央県南広域環境組合余熱利用施設  
のんこの温水センター  
指定管理者募集要領

令和6年9月

県央県南広域環境組合

# 目 次

ページ

## I 指定管理者募集の概要

1	指定管理者の募集	1
2	施設の設置目的及び概要	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	2
4	管理の基準	2
5	指定の期間	3
6	管理運営等	4
7	責任の分担	7

## II 指定管理者の応募

1	応募に関する事項	9
2	募集及び指定に関する事項	10
3	留意事項	13

## III 指定管理者との協定等

1	協定書に関する事項	14
2	事業実績報告書の提出	15
3	事業実施状況の把握	15

## IV その他の事項

1	その他の事項	16
2	参考資料	17
3	問い合わせ先及び応募書類の提出先	17

# 県央県南広域環境組合余熱利用施設 のんのご温水センター

## 指 定 管 理 者 募 集 要 領

### I 指定管理者募集の概要

#### 1 指定管理者の募集

県央県南広域環境組合（以下「組合」という。）は、県央県南広域環境組合余熱利用施設（以下「のんのご温水センター」という。）の効果的・効率的な管理運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日における指定管理者の募集を行います。

#### 2 施設の設置目的及び概要

##### (1) 設置目的

のんのご温水センターは、ごみ処理に伴い発生する熱量の有効活用により地球環境負荷の軽減を図るとともに、利用者が環境学習を通じサーマルリサイクル（熱回収）を実感し、リサイクル意識を高めることを目的とした施設です。

##### (2) 概 要

- |         |  |
|---------|--|
| ① 名 称   | のんのご温水センター   |
| ② 所 在 地 | 諫早市福田町1184番地   |
| ③ 敷地面積  | 15,151㎡  |
| ④ 建築面積  | 2,517.09㎡  |
| ⑤ 構 造   | 鉄筋コンクリート造 3階建  |
| ⑥ 面 積   | 1階：2,258.40㎡<br>2階： 917.97㎡<br>3階： 716.46㎡   |
| ⑦ 延床面積  | 3,892.83㎡  |
| ⑧ 供用開始  | 平成18年4月1日  |
| ⑨ 建物概要  | 1階：温水プール（流水・着水プール、25mプール2コース、<br>遊泳プール、幼児・子供プール、屋外プール、ウォータースライダー2コース（44.5m、27.9m）、採暖室、<br>監視室）、更衣室、トイレ、救護室、機械室、電気室<br>2階：フロント、環境学習室（100畳）、食堂、厨房、事務室、<br>応接・会議室、下足箱、トイレ<br>3階：【浴場：さんさんの湯】かかり湯、座湯、寝湯、石風呂、ラジウム風呂、水風呂、露天風呂、五右衛門風呂、高温サウナ、スチームサウナ、更衣室、トイレ<br>【浴場：こすもすの湯】かかり湯、足湯、岩風呂（ラジウム |

風呂)、ジェット風呂、水風呂、露天風呂、うたせ湯、高温サウナ、塩サウナ、更衣室、トイレ

【その他】休憩ホール、トイレ

⑩ 駐 車 場 乗用車 約200台

※第2期ごみ処理施設建設に伴い、令和7年度については、建設業者が駐車場の一部を使用する可能性が有ります。建設業者との協議が必要となります。

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。

- (1) のんのご温水センターの利用の許可に関する業務
- (2) のんのご温水センターの利用に係る利用料金に関する業務
- (3) のんのご温水センター及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (4) その他、のんのご温水センターの管理運営上必要な業務

詳細については、別に定める「県央県南広域環境組合余熱利用施設ののんのご温水センター指定管理者業務仕様書」によります。

### 4 管理の基準

#### (1) 開館時間及び休館日

- ①開館時間 ・午前10時から午後9時まで
- ②休 館 日 ・毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる時は、その翌日）  
・12月31日から翌年の1月2日まで  
・県央県南クリーンセンターの定期点検等により、のんのご温水センターの運営上支障があるとき（定期点検は例年10月～11月に2週間程度行っています。）

※ 開館時間及び休館日については上記を基本としますが、指定管理者は、県央県南広域環境組合管理者（以下「組合管理者」という。）の承認を得て変更することができます。新たな視点から柔軟に検討し、提案していただくことが可能です。

※ 天災等のため、臨時休館をする場合、指定管理者の判断で行ってください。

#### (2) 利用の許可

指定管理者は、次のいずれかに該当する者については、のんのご温水センターの利用を許可してはなりません。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ③ 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあるとき又はこれらのおそれがある物品、動物その他これらに類するものを携帯するとき。
- ④ 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ⑤ その他、のんのご温水センターの管理運営上支障があると認められるとき。

※障害者差別解消法（平成25年法律第65号）における「合理的配慮の提供」をお願いします。

### (3) 利用料金

- ① のんこの温水センターの利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）は、条例第17条第2項の別表に掲げる額（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内において、指定管理者があらかじめ組合管理者の承認を得て定めるものとします。
- ② 指定管理者は、あらかじめ組合管理者の承認を得て回数券を発行することができます。
- ③ 利用料金は、指定管理者の収入とします。

（条例第17条第2項 別表）

区 分		金 額
プール	大人（中学生以上）	630円
	小人（小学生以上）	420円
	幼児（4歳以上）	260円
浴場	大人（中学生以上）	630円
	小人（小学生以上）	420円
	幼児（4歳以上）	260円

備考 3歳以下は、無料とする。

※現行料金 令和元年10月1日～ 大人：520円 小人：370円  
幼児：210円

### (4) 利用料金の還付及び減免

指定管理者は、条例第18条及び第19条に基づき、利用料金を還付し、又は減免することができます。

### (5) 秘密保持義務

指定管理者は、本業務で知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務以外の目的のために利用することはできません。また、自らその情報を扱う場合には、個人情報保護の観点から、取扱いには十分注意してください。

### (6) 公平性の確保

のんこの温水センターの管理運営にあたっては、住民の公平な利用を確保してください。

## 5 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までとします。

ただし、組合管理者が当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、条例第10条に基づき、期間の途中においても指定を取消すことがあります。

## 6 管理運営等

### (1) 管理運営の経費

- ① 指定管理者は、のんのこ温水センターの管理運営を行うための経費を、組合が支払う指定管理者が行う業務に係る委託料（以下「指定管理料」という。）、利用料金、指定管理者が実施する自主事業及びその他の収入等によって賄うものとしします。
- ② のんのこ温水センターの管理運営を行うための収支に不足が生じた場合は、指定管理者の負担としします。また、収支が黒字の場合は、指定管理者の利益としします。
- ③ 年度ごとの指定管理料の金額は、年度ごとに指定管理者が提出する事業計画書及び収支計算書に基づき、組合と指定管理者（以下、「両者」という。）にて協議のうえ、組合の予算の範囲内で、年度協定書において定めるものとしします。  
 なお、指定管理料の年度限度額は、16,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）としします。  
 ただし、今回の申請の際に提出された事業計画書及び収支計算書において提案された年度額が、16,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）未満の年度については、その提案された金額をその年度の限度額としします。  
 ※人件費高騰や物価上昇等による経済状況の変化によって大幅な赤字が計上された場合、協議を行います。
- ④ 指定管理料の支払いの時期及び支払方法は、両者にて協議のうえ、年度協定書において定めるものとしします。
- ⑤ 現指定管理者が発行した回数券については、その券面に表示する内容により使用することができるものとしします。この場合において、現指定管理者が、その回数券1枚につき下表の額を次期指定管理者に対して支払うものとしします。  
 なお、これに係る具体的な事項（支払方法、支払時期等）については、指定の決定後に現指定管理者と協議し、協定等を文書で取り交わすものとしします。  
 ○有効期限が令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31の日付が記載された回数券

回数券名	種類	内容	1枚当たり金額(税込)
のんのこ	共通	時間指定なし 風呂とプール両方	630円
陽炎	終日	時間指定なし 風呂又はプール	420円
月の雫	ナイト	18時以降 風呂又はプール	320円

※ 税率が引き上げけられたことに伴い回数券1枚当たりの金額（税込）が変更された場合も同様の取扱いとしします。

○有効期限が記載されていない回数券

回数券名	種類	内容		1枚当たり 金額(税込)
のんのこ	終日(共通)	時間指定なし	風呂とプール両方	727円
陽炎	終日(風呂)	時間指定なし	風呂	409円
ソレイユ	終日(プール)	時間指定なし	プール	409円
月の雫	ナイト(風呂)	18時以降	風呂	318円
ルナ	ナイト(プール)	18時以降	プール	318円

## (2) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、組合管理者の承認を得て、業務の一部を委託することができます。この場合には、組合を組織する島原市、諫早市、雲仙市又は南島原市（以下「構成市」という。）のいずれかに本社又は営業所等を有する企業を優先採用するよう努めてください。

## (3) 関係法令等の遵守

管理運営を実施するにあたっては、以下の法令をはじめ、関連する法令等を遵守してください。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第6号）
- ③ 県央県南広域環境組合余熱利用施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年規則第6号）
- ④ 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）
- ⑤ 長崎県公衆浴場法施行条例（昭和36年長崎県条例第10号）
- ⑥ 長崎県公衆浴場法施行細則（平成12年長崎県規則第53号）
- ⑦ レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年厚生労働省告示第264号）
- ⑧ プールの安全標準指針（平成19年文部科学省及び国土交通省策定）
- ⑨ 遊泳用プールの衛生基準（平成19年健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）
- ⑩ 消防法（昭和23年法律第186号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令

## (4) 文書の管理及び保存

本業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存するものとします。

## (5) 施設の改装等

指定管理者は、のんのこ温水センターの効果的な運営を図るため必要があるときは、組合管理者の承認を得た場合に限り、施設の改装又は模様替えをすることができます。

(6) 備品等の取扱い

- ① のんご温水センターにある組合所有の備品等については、指定管理者に貸与します。
- ② 組合が貸与した備品等が使用することができなくなり、買い替えを必要とする場合は、両者にて協議するものとします。
- ③ 指定管理者が住民へのサービス向上や管理運営上、特に必要とする備品については、指定管理者の負担で任意に設置することができます。



## 7 責任の分担

次の表の左欄に掲げる項目に係る責任については、原則として同表の右欄に○印が記された者が負うものとします。

なお、詳細については、組合と指定管理者が締結する基本協定書で定めるものとします。

項 目		組 合	指定管理者
建築物及び附属設備の修繕等	事故・火災等によるもの	協議事項	
	指定管理者の管理上の瑕疵に係るもの		○
	建築物及び附属設備の修繕（大規模な修繕を除く。）	協議事項 ※備考	
	建築物及び附属設備の大規模修繕	○	
	建築物及び附属設備の改装又は模様替え（管理者の承認を得た場合に限る。）		○
	備品等の修繕	協議事項 ※備考	
	消耗品の交換		○
利用者等第三者に対する損害賠償	指定管理者の管理上の瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
火災保険への加入		○	
施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険等への加入			○
事業の中止による費用負担	指定管理者の管理上の瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
物価・金利・需要変動などによる費用負担			○
消費税率の変更による費用負担		協議事項	
上記のほか管理業務に要する経費			○

※第2期ごみ処理施設への切替時に余熱と電気の供給が不全となった場合は、協議事項となります。

- ① 協議事項については、事案の原因ごとに判断するものとします。なお、第一次責任は、指定管理者が有するものとします。
- ② 修繕とは、建築物及び附属設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいい、大規模修繕とは、施設の改造や資産価値の向上につながるものをいいます。

※ 備考

- 1 1件あたり20万円（消費税及び地方消費税を含む）以下の建築物及び附属設備の修繕又は備品等の修繕については、指定管理者の負担とし、20万円（消費税及び地方消費税を含む）を超える場合は、両者にて協議することとします。  
ただし、その合計が年度額150万円（消費税及び地方消費税を含む）を超えた場合は、当該超えた額については、組合の負担とします。
- 2 指定管理者が任意に設置した備品等の修繕については、指定管理者の負担とします。

## Ⅱ 指定管理者の応募

### 1 応募に関する事項

#### (1) 応募資格

法人であること。ただし、申請時において九州内に本社、支店又は営業所等を有するもの又は、過去5年間に九州内において、同等施設の指定管理の実績があることを条件とします。

#### (2) 応募の制限

応募しようとする団体又は代表者が次の項目に該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けている、又は受けることが明らかであるもの
- ③ 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- ④ 最近1年間の国税又は地方税を滞納しているもの
- ⑤ 申請書の提出期限の日の6ヵ月前から指定管理者の指定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは、不渡小切手を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実があるもの
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑦ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しないもの

なお、応募後、指定管理者の指定の日までの間に、これらのいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

#### (3) 必要な資格等

甲種防火対象物の防火管理者の資格を有している従業員を雇用していること（雇用見込を含む。）。なお、届出等の各種手続が必要な場合は、適切な手続を行ってください。

## 2 募集及び指定に関する事項

### (1) 指定管理者の募集及び指定のスケジュール

指定管理者の募集及び指定のスケジュールは、次のとおりです。

なお、第3回選定委員会（事業者ヒアリング）以降の日程は予定であり、必要に応じて変更することがあります。この場合には、応募した団体等に対しては、その旨の通知を行います。

① 募集要領等の配布	令和6年9月18日（水）～令和6年11月18日（月） 午前9時00分～午後5時00分
② 質問書の受付	令和6年9月18日（水）～令和6年11月1日（金） 午前9時00分～午後5時00分
③ 現地説明会の開催	令和6年10月24日（木） 午後2時
④ 申請書の受付	令和6年9月18日（水）～令和6年11月18日（月） 午前9時00分～午後5時00分
⑤ 第3回選定委員会 （事業者ヒアリング）	令和6年12月予定
⑥ 候補者の決定及び 選定結果の通知	令和6年12月予定
⑦ 指定管理者の指定	議会の議決後
⑧ 業務の引き継ぎ	（可決の場合） 議決後～令和7年3月
⑨ 指定管理者との 協定締結	議決後～令和7年3月

※ ①、②、④、⑧の日程については、土日・祝日を除きます。

#### ① 募集要領等の配布

募集要領、仕様書、申請書類様式、条例及び規則、及び参考資料（利用者数実績、収支実績等）は、組合の受付窓口にて配布します。

募集要領、仕様書、申請書類様式、条例及び規則については、組合ホームページからダウンロードすることもできます。参考資料については、希望される方にEメールにて送信します。希望される方は、17ページに記載の組合メールアドレスにその旨を記載し、メールの送信をお願いします。

（組合ホームページ URL <http://www.kouiki-kankyuu.com/>）

#### ② 質問書の受付

募集要領に関する質問を次のとおり受け付けます。質問への回答は、書面及び組合ホームページにて行います。

○受付期間 令和6年9月18日（水）～令和6年11月1日（金）

○受付時間 午前9時00分～午後5時00分

- 受付方法 公募に関する質問書【指定様式】に記入の上、持参するか、郵送、FAX又はEメールにて送付してください。電話（口頭）での質問は受け付けません。  
なお、FAX又はEメールでの送付の場合は、必ず通信の確認をし、後日原本を郵送してください。

○提出先 質問書の提出先は、17ページに記載しています。

### ③ 現地説明会の開催

募集要領の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について、次のとおり説明会を開催します。

○開催日時 令和6年10月24日（木） 午後2時

○受付期間 令和6年9月18日（水）～令和6年10月18日（金）

○受付時間 午前9時00分～午後5時00分

○集合場所 県央県南広域環境組合管理棟 諫早市福田町1250番地

○参加人員 各団体2名まで

○申込方法 現地説明会参加申込書【指定様式】に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX又はEメールにて送付してください。

※FAX又はEメールでの送付の場合は、必ず通信の確認をし、後日原本を郵送してください。

○申込先 現地説明会の申込先は、17ページに記載しています。

### ④ 申請書の受付

申請書の受付を次のとおり行います。

○受付期間 令和6年9月18日（水）～令和6年11月18日（月）

○受付時間 午前9時00分～午後5時00分

○受付場所 申請書の受付場所は、17ページに記載。

※申請書等の提出は、持参又は郵送（原則として書留とする。）とします。

※郵送の場合は、令和6年11月18日（月）までに必着とします。

### ⑤ 第3回選定委員会（事業者ヒアリング）

提出された書類の審査後、資格要件をすべて満たしていた申請団体について、ヒアリングを行います。ヒアリングの内容は、申請団体からの提案内容の説明及び選定委員からの質疑応答です。日程等については、別途通知します。

### ⑥ 候補者の決定及び選定結果の通知

候補者の決定及び選定結果の通知については、応募者へ郵送にて行うとともに、組合ホームページに掲載します。

### ⑦ 指定管理者の指定

指定管理者は、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経たうえで指定します。指定にあたっては、指定団体に通知するとともに、組合ホームページに掲載します。

## (2) 申請書類

次の書類（正本1部、副本11部）を提出してください。なお、副本につきましては、正本のコピーで可とします。

- ① 指定管理者指定申請書【指定様式】  
※ 法人の本社の代表者氏名で申請してください。
- ② 団体の概要調書【指定様式】
- ③ 事業計画書【指定様式】
- ④ 収支計算書【指定様式】
- ⑤ 誓約書【指定様式】
- ⑥ 定款、寄附行為、規約、その他これらに類する書類
- ⑦ 当該法人の登記簿謄本（3ヵ月以内に取得したもの）
- ⑧ 役員の名簿及び履歴書
- ⑨ 申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の収支予算書及び事業計画書又はこれに類する書類
- ⑩ 過去3ヵ年の申請団体の事業報告書及び収支決算書
- ⑪ 財務諸表（直近3ヵ年分）  
・貸借対照表、損益計算書（明細書付）、財産目録
- ⑫ 印鑑証明書（3ヵ月以内に取得したもの）
- ⑬ 国税及び地方税に滞納がないことを証する書類（3ヵ月以内に取得したもの）※本社におけるものとします。
- ⑭ 必要な資格等に係る証明書の写し
- ⑮ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書【指定様式】
- ⑯ その他組合が求める書類

## (3) 指定管理者の候補者の選定

指定管理者の候補者は、事業計画書等の提出書類及びヒアリングにより次に掲げる選定基準に基づき、県央県南広域環境組合余熱利用施設指定管理者選定委員会において、総合的に審査及び評価して選定します。

なお、申請団体が1団体であった場合も、同委員会において指定管理者としての適当であるか審査を行います。

《選定基準》

- ① 事業計画書等の内容が、住民の公平な利用を確保できるものであること。
- ② 事業計画書等の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理運営に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- ③ 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書等に沿った施設の管理運営を安定して行うことができるものであること。
- ④ 施設の目的に照らして、組合との連携が十分に図れるものであること。
- ⑤ その他

### 3 留意事項

#### (1) 複数申請の禁止

応募は、1団体につき1申請のみとします。複数の申請はできません。

#### (2) 応募書類の取扱い

応募書類等提出されたものについては、一切返却しません。

#### (3) 提出書類の著作権等

申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、組合は指定管理者の公表等必要な場合には、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。なお、申請団体が提出した書類は、指定管理者の指定にあたって、審議に必要な範囲内において、組合議会へ提示することができるものとします。

#### (4) 応募に関する費用負担

応募に際して必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

#### (5) 申請内容の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することは、原則として認めません。

#### (6) 提出書類の規格

申請に係る書類及び参考資料等は、日本工業規格A4サイズを使用するものとします。ただし、グラフ等資料をA4サイズにすると不明瞭になる場合は、A3サイズの使用を認めます。

なお、書類はA4サイズのフラットファイルに綴じ、表紙及び背表紙に「第5期 のんこの温水センター指定管理者指定申請書類 (申請団体名)」と表示してください。

#### (7) 言語、通貨、単位

事業計画書に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

#### (8) 失格

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

- ① 提出方法を遵守せずに提出されたもの
- ② 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ③ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの

#### (9) 応募の辞退

申請後、辞退する際には辞退届【任意様式】を提出していただきます。

## Ⅲ 指定管理者との協定等

### 1 協定書に関する事項

指定管理者の指定後、指定管理者と組合において、管理業務上必要な詳細な事項について、協定を締結します。

協定は、指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定と、単年度ごとに実施する内容等について具体的な事項を定めた年度協定を書面で取り交わすものとします。

また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議することとします。

#### (1) 基本協定に盛り込む事項

- ① 総括的事項
  - ・施設の概要（施設の名称、開館時間、休館日等）
  - ・指定期間
- ② 管理業務の履行に関する事項
  - ・個人情報保護に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 事業の実施に関する事項
  - ・事業計画の実施に関する取決め事項
- ⑤ 経費に関する事項
- ⑥ 責任の分担に関する事項
- ⑦ 業務の報告及び監督に関する事項
  - ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
  - ・事故報告に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項並びにこれらに伴う損害賠償に関する事項
- ⑨ 指定期間終了に伴う措置に関する事項
- ⑩ その他必要な事項

#### (2) 年度協定に盛り込む事項

- ① 業務内容に関する事項
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ その他必要な事項

#### (3) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、締結の日時等必要な事項については、指定管理者と組合が協議のうえ定めることとします。

#### (4) 協定を締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ② 経営状況の悪化により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- ③ 社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき



## 2 事業実績報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定及び条例第8条の規定に基づき、のんのこ温水センターの管理運営に関する事業実績報告書を作成し、組合に提出しなければなりません。

## 3 事業実施状況の把握

組合は、のんのこ温水センターの適正な運営を確保するため、管理業務の実施状況に関して報告を求め、調査することができるものとします。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、組合は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

## IV その他の事項

### 1 その他の事項

#### (1) 業務の継続が困難になった場合の措置

業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

##### ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、組合は指定管理者に対し、改善等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることとします。また、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合には、組合は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、この場合、指定管理者の損害に対して、組合は賠償を行いません。また、組合に生じた損害について、指定管理者はその損害を賠償するものとし、その金額については、両者にて協議を行い、決定するものとし、

##### ② 上記①により指定が取り消された場合等の違約金

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定が取り消された場合には、指定管理者は、組合に対し、当該取り消し日が属する会計年度に支払われるべき指定管理料の総額及び当該年度における利用料金の総額（指定管理者が提出した収支計算書に記載された当該年度の利用料金の総額）の合計額の10パーセントに相当する額を違約金として、支払うものとし、

##### ③ 組合の責めに帰すべき事由による場合

組合の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、業務継続の可否等について両者にて協議を行い、継続が困難と判断した場合には、組合は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、この場合、指定管理者は、指定管理者に生じた損害について、その賠償を請求することができるものとし、その金額については、両者にて協議を行い、決定するものとし、

##### ④ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者の責めに帰することが出来ない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否等について両者にて協議を行い、継続が困難と判断した場合には、組合は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、

#### (2) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了、又は指定の取消しにより、業務を次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引継ぎができるように協力していただきます。

### (3) 原状回復措置

指定期間が終了して継続して指定管理者の指定を受けないとき又は指定の取消しによって指定管理者の指定が終了となるときは、組合が認めるものを除き、原状回復措置を行っていただきます。これに係る費用は、指定管理者の負担とします。

### (4) 協議

指定管理者は、この要領に規定するもののほか、業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、組合と協議し決定すること。

## 2 参考資料

- (1) 利用者数実績
- (2) 収支実績
- (3) 水道使用量実績
- (4) 施設及び附属設備等の点検清掃実績表

## 3 問い合わせ先及び応募書類の提出先

県央県南広域環境組合施設課

○住所 〒854-0001

長崎県諫早市福田町1250番地

○電話 0957-35-8200

○FAX 0957-35-8201

○E-mail ounan@kouiki-kankyuu.com